

令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故
により被害を受けられました皆さまへ

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
当社では、次の窓口において、お客さまからの被害のご連絡、ご相談、およびお問い合わせを承
っておりますので、ご案内申し上げます。

事故・被害のご連絡は、下記窓口までお願いいたします。

〈ハウスガード 事故受付センター〉



0120-365-099

24時間365日受付

〈事故受付インターネット窓口〉

当社ホームページの下記画像から事故受付サイトに進みます。



■災害救助法適用地域にお住まいのお客さまへ

当社では災害救助法が適用された地域にお住まいで被害を受けられたお客さまを対象に、「保
険料の支払」ならびに「継続契約の締結手続」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける特
別措置を実施いたします。これら措置の適用をご希望のお客さまは、次の窓口までお申し出く
ださい。

ハウスガード カスタマーセンター



0120-365-289

受付 9:00～17:00（年末年始を除く）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
埼玉県	八潮市 (やしおし)	1月29日

以 上